

日本退職者連合報告

はじめに

退職者連合は、高齢者や退職者が生き生きと安心して暮らせる社会をめざして様々な取り組みを行なってきた。その第1の柱は、安心・信頼の社会保障制度の確立に向けた政策・制度の要求実現をめざす運動、第2の柱はそれを実現するための組織の強化と拡大、第3の柱は、連合と連携した労働法制改悪反対の取り組み、第4の柱は「社会的に共感の得られる運動」の四つである。運動の推進に当たっては、「現・退一致」を基本に連合との協力関係を強化し、また他団体・組織との連携をはかってきた。

退職者連合組織実態調査（2014年2月）及び組織拡大アンケート調査（同10月）の結果によれば、現在、退職者連合の会員数は約80万人。そのほとんどが元連合組合員である。人生90年時代、多くの会員が、居住の場である地域で「生きがいくくり、健康づくり、仲間づくり」など様々な活動に励み、老齢期の人生をしっかりと楽しんでいることがわかった。また「少しでも社会の役にたちたい」との思いから「社会的貢献・ボランティア活動」にも積極的に取り組んでいることも調査結果から見えてきた。

本年7月に開催した第19回定期総会で名称を日本高齢・退職者団体連合から「日本退職者連合」（略称・退職者連合）に改称した。新しく船出した日本退職者連合にとって、この2年間の取り組みは、今後の運動の前進に向けて大きく門戸を開いた。

I. 政策・制度要求の取り組み

1. まとめ

政策・制度要求の運動では、2014年第18回定期総会で決定した「社会保障制度等に関する要求」の中で、介護保険制度改革に重点を絞るとともに、「介護保険制度充実のための地域行動モデル」を作成し、都道府県はもとよりすべての市区町村に働きかけるよう地方退職者連合に要請した。「低所得高齢単身女性問題に関する政策・制度要求」についても、男女平等参画委員会が中心となって要求内容を策定し、中央・地方の要請行動に反映した。今日の政治状況などから、それぞれの要求について具体的成果につなげるには課題を残しているものの、2014年度では、ほぼすべての都道府県で自治体要請を実施していることなど、前年度に比べ運動面で見れば大きな前進を見ることができた。とりわけ市区町村に対する働きかけは、地方・地区連合会の協力も得ながら、県下全市町村に要請した茨城、埼玉、千葉、愛知、岡山、福岡をはじめ、43都道府県で総計420を超え、2013年度実績の3倍強となり、運動は大きく広がった。

2. 要求内容（退職者連合第19回定期総会で決定）

「社会保障制度等に関する要求」

○持続可能な社会保障制度について

社会の安全と安心、一人ひとりが尊厳を基盤に、だれもが必要な時に必要な支援を受けることのできる社会、「人間の安全保障」が完備した社会を作るとともに、社会保障給付のあり方は、制度の特性に応じて丁寧かつ慎重に検討すること。

○社会保障教育の推進について

「社会保障教育推進に関する検討会」報告をもとに、厚生労働省と文部科学省が連携して正しい社会保障理解を進める教育を体系的に推進すること。

○短時間労働者への被用者保険適用拡大について

短時間労働者への被用者保険の適用拡大について2016年10月施行予定の5要件を前倒しで見直し、速やかにかつ抜本的に拡大すること。また、必要に応じて「僅少労働年金」を参考にした制度を導入すること。

○年金制度について

(1) マクロ経済スライド調整の名目下限方式堅持

マクロ経済スライドによる調整にあたっては名目下限方式を堅持すること。また、基礎年金はマクロ経済スライドの対象外とすること。

(2) 基礎年金拠出期間延長等にかかる選択幅の拡大

- ①年金受給者の選択権を前提に、基礎年金拠出期間延長及び受給開始年齢選択幅拡大を検討すること。
- ②在職老齢年金は就労による労働参加率向上を促すようあり方を検討すること。

○年金税制について

(1) 公的年金等控除の最低保障額、老年者控除の復元

年金課税に係る控除制度改訂に先だって、「公的年金等控除の最低保障額140万円」「老年者控除50万円」を速やかに復元すること。

(2) 配偶者控除の廃止・縮小は年金世帯の負担増回避で検討を

配偶者控除の廃止・縮小を検討する場合は、年金生活世帯の増税・社会保険料負担増をもたらさない方策を講ずること。

○公的年金積立金の管理・運用について

(1) 被保険者の利益のための運用

公的年金積立金については、専ら被保険者の利益のため運用すること。

(2) 被保険者代表参加による合議機関の設置

運用方針の検討・決定については被保険者代表が参加する合議機関を設けその同意を得て行うこと。また、合議機関の委員はインサイダーとなる業界構成員を除外するとともに、退任後も一定期間回転ドア型の業界再就職を制限すること。

(3) 公的年金積立金の株式投資比率の拡大撤回

政府が日銀の金融緩和と一体で GPIF に強要した株式投資比率拡大方針を撤回すること。

(4) 社会的責任投資の推進

株式運用投資では国連が呼びかけた「責任投資」を推進すること。

(5) 積立金を活用した奨学金創設の検討

2008年社会保障国民会議で検討課題とされた「年金積立金を活用する奨学金の創設」について、実施方向で検討すること。

○本人受給の原則と税・保険料天引きの選択制について

公的年金は、全額受給者本人に支給することを原則とし、税・保険料の天引きは本人の選択制とすること。

○地域包括ケアシステムについて

(1) 選択可能な統合された医療・介護ケアシステムの確立

地域で、高齢者の状態に即応し、切れ目のない医療・介護ケアシステムとネットワークを確立すること。街づくりと一体でサービス提供体制の基盤を整備し、サービス提供者の連携を実現すること。

(2) 資源の地域編在の計画的な是正によるサービス供給体制の整備

データに基づく地域医療構想・介護事業計画により、医療・介護資源の地域偏在を計画的に是正し、サービス提供体制を整備すること。とりわけ、地域包括支援センターの機能強化と居宅系サービスの基盤整備を急ぐこと。

(3) 人材の育成・確保と財政基盤の整備

地域包括ケアシステム確立のために不可欠な人材を育成・確保すること、そのための財政基盤を整備すること。

(4) 関係者間の合意形成を基本に速やかな推進

地方自治体・事業者・市民と協議し、合意形成を図りながら確実に速やかに推進すること。

○医療制度について

(1) 高齢者医療制度

高齢者医療制度改革会議の最終とりまとめに基づき、後期高齢者医療制度に代わる新たな制度を作ること。

(2) 公的皆保険の堅持

公的国民皆保険を堅持すること。皆保険の崩壊につながる「混合診療」を拡大しないこと。一部例外的な扱いである「保険外併用療養」については近い将来の保険収載を基本とし、厳格に範囲を限定すること。

○介護保険制度について

(1) 介護の社会化と被介護者の権利保障

介護保険制度を名実ともに介護の社会化を実現する制度とすること。このため被介護者の権利保障とともに家族等の介護者に対する支援を体系的に整備すること。

(2) 認知症対策基本法の制定と社会的損賠制度の検討

- ① 認知症対策基本法を制定するとともに、事業計画を整備し確実に実施すること。
- ② 認知症高齢者に起因する損害について、発生を防止する社会的な施策を整えとともに、家族に過剰な賠償責任を負わせない方策を検討すること。

(3) 在宅生活支援サービス基盤の整備・拡充

高齢者が地域・在宅で暮らし続けるために、在宅生活を支えるサービス基盤の整備・拡充を図ること。

- ① 介護保険と相互補完する位置づけで老人福祉法による施策を再整備・充実して生活支援・健康増進を図り、中軽度者の重度化を防止すること。
- ② 予防訪問介護・予防通所介護について、新総合事業への移行を撤回し、従来の予防給付に戻すこと。新総合事業移行に関連して示した「基本チェックリスト」を要介護認定申請前段に位置付ける方針は申請権の侵害になるので撤回すること。
- ③ 地域包括支援センターの機能を強化するために、直営等の基幹となる地域包括支援センターを設置し、センター間の役割分担や連携の強化を図るとともに、その

人員体制の強化を図ること。

(4) 高齢者が安心して暮らせる居住の場の整備

- ① 特別養護老人ホームの整備・拡充を図るとともに、個室・ユニット型居室の整備等の居住環境の改善を図ること。多床室の入居者負担を増額しない こと。
- ② 低所得・要介護（要援護）高齢者が安心して暮らせる居住の場を確保するため、養護老人ホームの機能強化と職員配置基準を改善するとともに、量的な整備・拡充を図ること。また一般財源化以降顕著になった市町村の養護老人ホームへの「措置控え」傾向を改善するために、養護老人ホームの財政基盤の強化を図ること。

(5) 介護事業労働者の処遇改善とその検証

従事者の処遇を改善するために介護報酬（処遇改善加算・サービス提供体制強化加算）を改善し、加算が確実に従事者に分配される方策を講ずること。このため、事業者ごとの人件費比率の公開を求めるとともに労働法令違反を一掃すること。

(6) 被保険者の加入拡大

介護保険の被保険者を医療保険加入者に拡大すること。

(7) 企画・運営への労使代表、高齢者団体の参画

介護保険の制度検討やその運営にあたっては、被保険者・保険料を拠出する労使の代表が参画し決定する体制を確立すること。とりわけ市町村介護保険事業計画の策定や地域包括支援センターの運営等への被保険者・高齢者団体の参画する仕組みを構築すること。

○生活保護制度について

(1) 生活保護基準の復元

2013年8月・2014年4月・2015年4月に切り下げた生活保護基準を復元すること。

(2) 自立支援法は権利保障前提に実効ある運営を

生活困窮者自立支援法について、当事者の権利保障のため自治体と協力して、確実な事業実施を図ること。

○「マイナンバー」と社会保障個人会計について

- (1) マイナンバーについては、厳格な個人情報保護の下、市民合意が得られた範囲での利用とすること。ナンバーを悪用した個人情報への侵入・改竄・なりすまし犯罪を防止するために万全を期すること。
- (2) マイナンバーは個人の特定期にのみ使用し、社会保障の負担と給付に関する個人会計とは将来に亘って完全に遮断することを明記すること。

○エネルギー政策について

(1) 早期完全事故処理と原因の究明・情報開示

汚染水対策を含め福島原発事故の早期収束を図り、事故原因の徹底検証と情報開示を進めること。

(2) 原子力エネルギーに依存しない社会に向けて

原子力エネルギーに代わるエネルギー源の確保、再生可能エネルギーの積極推進および省エネの推進を前提として、最終的には原子力エネルギーに依存しない

社会を目指すこと。

○積雪・灯油福祉料について

積雪、寒冷地の年金生活者に「積雪・灯油福祉料」等を支給できるよう自治体に対する財政措置を講ずること。

○カジノ賭博合法化について

賭博を公認・推進することを内容として議員立法が試みられている「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」は、賭博による市民の生活破壊および反社会的勢力による施設内外の支配をもたらす。関係者と協力して、これを廃案にすること。

○審議会等への参画について

当事者主権、社会保障制度の民主的運営のため、日本の高齢者組織代表の一つである退職者連合の推薦する者を社会保障審議会の委員に選任すること。

「低所得高齢単身女性問題に関する政策・制度要求」

退職者連合は、低所得高齢単身女性が日々の暮らしにおいて直面している課題解消に向けて、国ならびに地方自治体に対し当面次のとおり要求する。

○安心して暮らせる居住の場の確保について

- (1) 国・地方自治体は、居住の継続が困難な状態にある低所得高齢者、とりわけ低所得高齢単身女性に対し、一定の質が担保された住居への速やかな入居・転居が可能となるよう住宅の確保に努めること。
- (2) 国・地方自治体は、個人情報に配慮し、常に低所得高齢者の住居の種別実態ならびに暮らしの状況把握に努め、低所得高齢者、低所得高齢単身女性が安心して暮らせる住環境の整備を図ること。
- (3) 国・地方自治体は、空き家を活用した生活支援サービスと組み合わせて住まいの確保を図ること。

○生活保護者の権利保障を守ること

- (1) 生活保護法や生活困窮者自立支援法等の恣意的な運用によって生活保護申請者や受給者を委縮させ、申請や受給を断念しないよう対策を図ること。
- (2) 生活保護法の「親族による扶養義務化」については、申請書類提出の義務付けなどによって、受給者の抑制・削減にならないよう対策を図ること。
- (3) 2015年度予算による「住宅扶助」基準の引き下げ、冬季加算の引き下げを行わないこと。

○認知症対策について早期に対策をはかること

- (1) 国は認知症対策基本法を制定すること。
- (2) 国・地方自治体は、認知症の早期発見、初期対応の為の窓口相談など体制整備を急ぐこと。
- (3) 認知症の人が住み慣れた地域で可能な限り生活を続けていくための基盤整備を図る

こと。

- (4) 認知症の高齢者を介護する家族の支援体制や、認知症高齢者に起因する事故等損害について、家族に賠償責任を負わせない方策を検討すること。

○社会的孤立や孤独死の防止について

- (1) 国・地方自治体は、高齢者の社会的孤立や孤独死を防止するため、地域社会におけるきめ細かな見守りや支え合いの体制整備を急ぐこと。その場合、地域包括ケアセンターや民生委員、町内会、自治会等をはじめ、ライフライン事業者（電気・ガス・水道等）、民間事業者（郵便配達、新聞配達等）などとの連携による効果的なネットワークを構築すること。
- (2) 具体的な活動推進に当たっては、個人情報共有を図ると共に、その取り扱いについては慎重を期すこと。

○年齢によらない働く場の確保・拡大について

高齢化社会にあつて、健康で働く意欲のある高齢者や、各分野で活用しうる技術・能力を有する高齢者が定年制などによって、そうした意欲や技能を生かし切れていないケースが少なくない。国・地方自治体は、年齢によらない男女の働く場の確保・拡大に努めること。

○移動困難者対策について

買い物や通院など日常生活において、移動困難に直面している対策に、国・地方自治体は、「交通政策基本計画」に基づき、公共交通機関をベースとした住民の日常生活における移動手段の確保に努めるとともに、社会保障の一つとして位置付け、切れ目のない移動支援に取り組むこと。

3. 要求実現に向けた組み立て

(1) 「年度要求」と「季節要求」について

退職者連合の政策・制度要求の内容は、毎年7月の定期総会で決定し、中央・地方で要請行動などを行ってきた。しかしそれだけでは、1月からの通常国会で審議される法案等への対応が困難なため、2014年度から「季節要求」として春の通常国会に向けた課題を整理し、厚労省や政党などへの要請行動を行うこととした。

「年度要求案」・・・定期総会で決定する政策・制度要求

「季節要求案」・・・春の通常国会に向けた政策・制度要求

(2) 策定スケジュールについて

全構成組織（産別・関連退連と地方退職者連合）に対して以下の日程で事前に「たたき台」を提案し、意見を求める。また節目では連合政策関係局との調整を行なう。

1月 策定内容と日程の確認（幹事会、三役会、年金・医療専門委員会）

＊連合との協議（政策についての説明と意見交換）

2月 「政策・制度要求の原案」の検討（三役会、全国事務局長会議）

3月 「原案」を全構成組織に送付（幹事会、三役会）

- *幹事会で「運動方針（案）骨子」の検討
- 5月 意見集約締め切り
- 6月 「政策・制度要求（案）」を確認（幹事会、三役会）
*連合との協議（政策についての最終の調整）
- 7月 定期総会で（要求）決定
- 8月 厚労省要請、民主党・社民党要請
- 8月～12月 全国で自治体要請行動

- 翌年1月 取り組みの集約（幹事会、三役会）
- 2月 構成組織に報告（全国事務局長会議）

II. 300万退職者連合に向けた組織強化・拡大の取り組み

1. 退職者連合組織実態調査結果（2014年2月）について

- (1) 会員総数 78万4,478名
- (2) 構成組織
 - ①産別・関連退職者連合 23組織
 - ②地方退職者連合 47都道府県
- (3) 地域・地区組織
 - 29地方退職者連合 合計167組織
- (4) 地方での活動内容について
 - 1) 退職者連合が自治体の各種審議会、委員会等へ委員を出している
 - ①都道府県…3県（奈良県、徳島県、長崎県）
 - ②市町村…3市（糸魚川市、徳島市、宮崎市）
 - 2) 主な活動内容について（29地方退職者連合が回答）
 - ①地域・地区での主な活動…趣味、文化、スポーツ
 - ②連携先
連合、労福協、労金、全労済。また9地方がライフサポートセンターに協力
 - 3) 社会貢献・ボランティア活動について
 - ①都道府県段階について（14地方退職者連合が回答）
9地方退職者連合で社会貢献・ボランティア活動に取り組む
 - ②地域・地区段階について（12地方退職者連合が回答）
11地方退職者連合で地域において社会貢献・ボランティア活動に取り組む
- (5) まとめ

- 1) 退職者連合は、2012年からスタートした組織拡大第1次アクションプランにおいて2014年6月までに「自組織内での組織拡大への合意づくりと基盤整備。拡大取り組みのキックオフ」を目標にして取り組んできた。その結果、「合意づくり」と「基盤づくり」（①担当者の配置②組織拡大・強化に向けた推進委員会の設置）については、全構成組織で概ね実現することができた。また、会員総数も前回調査より1万4,451名増え、拡大に向けたキックオフができたといえる。
- 2) 退職者連合本部では、連合組織委員会、組織拡大・強化小委員会への参加、中央・地方での現退対話行動など連合本部との連携強化、産別未組織対策の取り組み、組織拡大の環境づくりなど、組織強化委員会を軸に取り組みを展開した。その結果、具体的な拡大では、基幹労連での退職者の会発足が実現した。
- 3) 組織強化・拡大に向けた環境は一応整ってきたが、拡大実績では依然として厳し

い状況といえる。いずれにしても組織拡大に取り組むためには、全構成組織の「本気度」が問われる結果となっている。

- 4) 組織拡大で大事な現職労働組合との関係づくりでは、前述の通り連合と連携した「現退対話行動」の取り組みを提起した。実施状況を調査したところ産別・関連で7組織、地方で14組織がまだ実施していない。こうした取り組みも組織強化・拡大に重要であり、継続した取り組みが必要である。
- 5) 今回、47 地方退職者連合を対象に地域・地区の組織実態と地方（都道府県）、地域・地区の活動状況について初めて調査を実施した。その結果、地方自治体の各種審議会や委員会への参画、社会貢献活動での連携をはじめ、地域・地区での様々な活動が活発に取り組まれていることがわかった。これは今後の退職者連合の取り組みにとって地方退職者連合、地域・地区の存在が重要さを増していることを示していると思われる。
- 6) とくに今回の調査で見えてきたのは、会員にとって身近な組織、活動とするためには、市町村単位となる地区組織の存在であり、その整備と拡大である。今後の方向性として調査結果をさらに検討していきたい。
- 7) 地方退職者連合の組織強化のためには、地域・地区活動を支える「人・物・金」をどうしていくのかも大きな課題となった。
- 8) 個人会員が、具体的に退職者連合運動に参加する時代にはいった。地域で組合経験者以外の方が、個人でも参加できるように退職者連合として条件整備や環境づくりを積極的に取り組む必要がある。

2. 組織拡大アンケート調査結果（2014年10月）について

(1) 調査の目的

退職者連合は、2012年7月の第16回定期総会で決定した「組織拡大アクションプラン」に基づき、現在、中央退職者組織、地方退職者連合を軸に組織強化・拡大に向けた中期取り組み（第1次アクションプラン2012年7月～2014年6月、第2次アクションプラン2014年7月～2016年6月）を進めてきた。第1次、第2次の主な目的は、組織内での①合意形成②基盤づくり「組織拡大推進委員会の設置と担当者の配置」とし、さらに現退対話行動として中央では、現職（構成組織中央）、地方では地方連合会との対話の実施を取り組んできた。こうした経過を踏まえ、組織拡大の取り組み実績を確認し、第3次アクションプランへの足がかりをつけるため、退職者連合結成以来、初めてとなる組織拡大アンケート調査を実施した。

(2) 調査方法

- 1) 調査対象 産別・関連退連（22組織）、地方退職者連合（47都道府県）
- 2) 対象期間 退職者連合の第17回定期総会（2013年7月）から第18回定期総会（2014年7月）までの1年間
- 3) ねらい 組織拡大実績把握。

ただしこのデータは、会員数の増減や中央と地方の関係などを調整したものではなく、あくまで各組織の期間内における会員拡大の取り組み結果を単純に調べたもの。

(3) 調査結果

- | | | | |
|-------|------------|-------|------|
| 1) 回答 | 産別・関連退職者連合 | 22組織中 | 18組織 |
| | 地方退職者連合 | 47地方中 | 46地方 |

- (4) 結果 合計3万1,566人の拡大

①産別・関連退連の内、14 組織で合計 2 万 6、207 人を拡大。

②地方退職者連合では、19 地方組織が回答。5,359 人を拡大。

(5) 組織拡大推進委員会等について

①組織拡大推進委員会等を開催している。

○産別・関連退連 17 組織 ○地方 18 組織

②開催の回数

○産別・関連退連 1 回～10 回 ○地方 1 回～4 回

③拡大目標を設定している。

○産別・関連退連 10 組織 ○地方 15 組織

④ターゲットを決めている。

○産別・関連退連 13 組織 ○地方 20 組織

(6) まとめ

「組織拡大アクションプランの再確認と徹底」。

組織拡大に向けて、引き続き「組織拡大アクションプラン」に基づき、取り組んで行くことが重要である。具体的には、

- 1) 現退対話の継続的な実施すること。
- 2) 各組織に設置した「組織拡大推進委員会」の活動を強化すること。

①諸条件や経過などの把握

②拡大目標やタイムスケジュールの設定

③ターゲットの設定とその絞り込み

④オルグ手法などをきめ細かく検討し、取り組んでいくこと。

3. 組織の強化について

政策の実現、組織拡大に向けて退職者連合の機能の強化や機構の改革などが必要となり、以下の取り組みを行なった。

(1) 退職者連規約・規則の改正（第 19 回定期総会で決定）

(2) 情報・宣伝の強化

①ふれあい情報（速報版）の発行（データの送信）

②ホームページの開設と適切な情報提供

Ⅲ. 労働法制改悪反対の取り組みについて

今、高齢者や退職者にとって最も身近で大切な、年金・医療・介護などの社会保障制度が存立の危機に立たされている。政府・与党は、その最大の要因は少子・高齢化による財源不足だとしているが、その背景にはもう一つ、見落としてならないことがある。それは、雇用・労働法制が改悪され、不安定雇用・低賃金労働者が激増していることである。むしろ、そのことこそが少子・高齢化を招き、社会保障財政も、国・地方の税収をも圧迫している最大の要因だといっても過言ではない。人口の高齢化が進めば、年金・医療・介護などの費用がかさむのは当然である。それを見越して制度を維持・継続させて行くには、何よりも雇用の安定が図られなければならない。

しかし政府・与党は、さらに産業・企業にとって使い勝手の良い雇用・労働法制に改悪・変質させながら、各種給付の切下げと負担増によって収支のバランスを図ろうとしている。

少子・高齢化や人手不足などいわれながら、これからも安定した仕事に就けない若者は増え続け、消費税や社会保険料は上がってもそれに見合うだけの賃金は上がらない、

雇用が安定しない、被用者年金保険にも入れてもらえない、だから先の見通しがたたない、そのために結婚したくてもできない、子どもを産みたくても産めない、さらには終の住家さえ確保できない低所得高齢単身者が増え続けている。

退職者連合は、ここ十数年来にわたって行われ続けている雇用・労働法制の改悪によって不安定雇用、低賃金労働者が激増し、将来の生活安定に繋がらないような雇用の仕組みにしてしまっているこの誤った雇用・労働政策を改め、雇用秩序を回復させるため、厚労省前集会、国会前集会・座り込み行動、院内集会など連合と連携して雇用・労働法制の緩和・改悪反対に取り組んできた。

IV. 社会的共感の得られる運動の取り組み

2003年9月に発表された連合評価委員会の最終報告は、労働組合の使命として社会的な不条理に対する怒り、運動の大切さを提起し、国民の共感を呼ぶ運動の取り組みを訴えた。退職者連合も、このことを受け不条理に対する闘う姿勢を明らかにし、行動することとした。以下、幹事会で決定した当面の取り組み。

1. 特殊詐欺根絶に向けた取り組み

今、お年寄りの年金や預金を食いものにする振り込め詐欺やオレオレ詐欺、還付金詐欺などの「特殊詐欺」犯罪が大きな社会問題となっている。この特殊詐欺の元締めは、暴力団。こうした反社会的勢力の効率的で安全な資金活動となっている。警察庁によると昨年の被害額は全国で500億円にのぼり、1日当たり約14億円がだまし取られている。警視庁では、副警視総監を本部長とする「犯罪抑止対策本部」が中心となり、犯罪が多発している都内での「特殊詐欺」を根絶するため、2013年秋「特殊詐欺根絶アクションプログラム・東京」を設置し、企業や団体に参加を呼びかけた。退職者連合も「アクションプログラム・東京」に参加し、高齢者、年金生活者を狙った特殊詐欺根絶に連携してきた。この取り組みを強化するため、本年1月20日の幹事会前段に1時間にわたり警視庁犯罪抑止対策本部の滝澤依子副本部長（警視長）を講師に「特殊詐欺根絶に向けて」と題して勉強会を開いた。

2. 公正な税制を求める運動の取り組み

不公平な税制を正し、富裕層や大企業への公正で適正な課税を実現することで富を再分配して社会保障制度を充実させ、広がる貧困と格差を是正しようと本年5月16日に弁護士や学者、ジャーナリストなどが中心となって「公正な税制を求める市民連絡会」が結成された。結成の趣旨が退職者連合の公平税制を求める考え方とも共通していることから、退職者連合として「公正税制を求める市民連絡会」に参加した。市民連絡会の共同代表には宇都宮健児弁護士、山根香織主婦連会長、作家の雨宮処凛さんとともに退職者連合の菅井事務局長が就任し、幹事には野田那智子副事務局長が就任した。会では、わが国の税制についての実態調査や研究、集会等の開催、市民にあるべき税制の意見表明や立法運動、税の使途や所得の再配分の監視などの活動を行なうことにしている。

3. 「カジノ推進法案」反対の取り組み

「博打が個人の生活や人生を破壊し、社会に悪影響を与えている。カジノ推進法案は国が人の弱みに付け込んでいくという法律であり、許せない」として日弁連（日本弁護士連合会）は、カジノ解禁法案の廃案をめざしている。2014年8月20日の厚生

労働省調査発表によるとすでにパチンコ等の影響でわが国のギャンブル依存症患者は536万人にのぼっている。依存症患者の二大特徴は、借金とウソにあり、配偶者や子どもが追い詰められていくという。「退職者連合は、多くの会員が年金で暮らしており、なけなしの年金をカジノ賭博で持っていかなければいけない」（菅井事務局長）としてカジノ解禁法案の廃案に向けて取り組むこととした。

4. ストップ!迷惑勧誘の取り組み

～事前拒否者に対する勧誘禁止制度の導入を求める運動～

2014年度消費者庁の調査によれば、訪問販売等の苦情相談件数は9万2000件で、5年前の2倍になっている。苦情相談の内容は、新聞、工事・建築、ふとん類などの訪問販売、電話勧誘販売等。トラブル防止のために特定商取引法が2008年に改正され、「拒否者に対する再勧誘禁止(特商法3条2、法17条)が施行されているが、トラブル防止の実効性に乏しく、特に高齢者の被害が増加している。

このような高齢者の被害を防止するため、現在、経産省消費者委員会の特定商取引法専門調査会において、事前拒否者に対する勧誘禁止の制度強化を目的とした、特定商取引法の改正のための検討作業が始まっている。改正作業では、訪問販売や電話勧誘販売への不招請勧誘規制の導入の是非が一つの焦点になる。「不招請勧誘規制」とは、消費者の同意を得ることなく行われる勧誘行為に対する規制のこと。

本年7月初め、全国消費者団体連絡会(全国消団連)が「ストップ!迷惑勧誘運動」をスタートさせ、日弁連も賛同団体になった。退職者連合に対しては7月1日、日弁連消費者問題対策委員会委員である池本誠司弁護士から「ストップ!迷惑勧誘運動」の賛同団体参加の要請があった。退職者連合では、日弁連からの要請にもとづき、賛同団体に参加することを決め、運動に協力していくこととした。

全国消団連では、今後の取り組みとして賛同団体会議、シンポジウムの開催、パブリックコメントへの意見提出、法案提出に向けて国会議員要請などの運動を展開して行くことにしている。

以上

<資料>

日本退職者連合役員一覧

役 職	氏 名	所 属 組 織
会 長	阿 部 保 吉	林野関連退職者の会
副 会 長	吉 沢 弘 久	全日本自治体退職者会
副 会 長	岩 河 吉 美	N T T労働組合退職者の会
副 会 長	川 島 靖	J P労組退職者の会
副 会 長	臼井百合子	全国退職女性教職員の会
事務局 長	菅 井 義 夫	U Aゼンセンシニア友の会
副事務局 長	林 道 寛	日本労働組合総連合会
副事務局 長	野 田 那 智 子	全日本自治体退職者会
常 任 幹 事	川 端 邦 彦	全日本自治体退職者会
常 任 幹 事	太 田 敏 夫	農林水産省退職者会
幹 事	石 原 喜 久	N T T労働組合退職者会
幹 事	五 十 嵐 久	J P労組退職者の会
幹 事	高 橋 フ ミ 子	J P労組退職者の会
幹 事	竹 田 邦 明	日本退職者教職員協議会
幹 事	本 村 富 美 子	日本退職者教職員協議会
幹 事	北 村 典 子	全国退職女性教職員の会
幹 事	内 山 礼 子	全国退職女性教職員の会
幹 事	鈴 木 民 男	日産労連・エルダークラブ
幹 事	鈴 木 好 代	鉄道退職者の会全国連合会
幹 事	熊 崎 清 子	U Aゼンセンシニア友の会
幹 事	新 田 晃 久	林野関連退職者の会
幹 事	大 熊 勝 明	全日本鉄道労働組合総連合会OB連絡会
幹 事	佐 藤 光 雄	J R連合退職者連絡会
幹 事	泉 田 和 洋	電機連合歴代役員懇談会
幹 事	井 田 隆 重	私鉄総連高齢者・退職者の会全国連絡協議会
幹 事	竹 島 幸 紀	フード連合・全たばこ退職者の会
幹 事	芦 沢 春 樹	全日本水道退職者協議会
幹 事	大 山 勝 也	J A M高齢者・退職者の会
幹 事	小 栗 啓 豊	日本基幹産業労働組合連合会退職者の会
幹 事	中 里 敏 夫	N H K退職者会全国協議会
幹 事	片 倉 利 夫	全印刷局退職者の会
幹 事	唐 澤 脩	全造船機械高齢者・退職者の会連絡協議会
幹 事	矢ヶ部正弘	セラミックス連合OB会
幹 事	北 岡 孝 義	総評退職者の会
幹 事	宮 崎 安 基	東京高齢・退職者団体連合
幹 事	池 田 捷 治	神奈川シニア連合